令和4年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会の発言の抜粋

資料作成:宮本みち子

■こどもの意見表明権

- ・こどもの意見表明権が重要
- ・こどもの声を反映させるためのワークショップや仕組みづくり
- ・こどもの意見を聞ける専門家を養成する
- ・「こども会議」は可能性がある
- ■こどもの意見表明権において検討が必要な課題
 - ・意見表明が困難なこども・若者の声を把握する
 - ・意見聴取は、支援団体だけでなく、専門家がしっかり意見を集めていくことが大事 アンケートを出すだけでは難しい
 - ・地域に根ざした井戸端会議的なネタを小中学はもっている。そこから解決策・手助けの ヒントが出てくるかもしれない
 - ・委員が協力して、それぞれの関心にもとづいて団体等を訪問して話を聞かせてもらうと いう方法
 - ・意見がいえない理由のひとつは、成育過程でこれまで意見をちゃんと聞かれてこなかっ た
 - ・こどもの権利が守られてこなかったので、意見があってもその意見を表明することが当 然の権利だということをまったく知らない世界で生きている
 - ・コミュニケーション力が著しく低いこどもたちのコミュニケーション能力を高める取組が必要ではないか
 - ・意見表明支援事業の開始に向けて(児童福祉法改正) 推進要員が必要だがそれをどうするか
- ■こどもの権利侵害に係る救済について
 - ・こどもの権利保障、相談・救済

学校における性暴力に関しては昨年開始。しかし体罰・暴力、保育所や幼稚園では使えない。子ども達が困った時に守ってほしいと言える場が必要

- ・こどもオンブズマン、こどもコミッショナーの検討を
- ■条例制定にあたって考慮すること
 - ・だれひとり取り残すことのない条例

年齢を18歳などと限定せずその子の状況を重視する

障害の有無、国籍その他にかかわらず、全てのこどもが条例で守られることが大事 困難を抱えていない、できる子たちだけではないということを念頭においた条例で あること

- ・条例はこどもが読んで理解できる体裁にすること
- ・教育関係者が委員のなかにいないのは問題。教育委員会から加わってもらうなどの方法がある。
- ・町田市は日本版子どもの権利条約を守るチェックリストを出している。
- ・ワークショップなどで、保護者の意見を取り入れること
- ・どういう性格の条例にするのか。具体的な施策の中身は、その後の基本計画や実行計画 で作っていくか。整理が必要。
- ・こども施策がこどもや市民にしっかりと伝わることが大事
- ・親支援・親啓発が重要。こどもだけ見ていても解決しない
- ・委員会として、千葉市の事情をもっと理解していく必要がある。
- ・条例が対象とする主な内容 ①困難な状況におかれたこどもや若者がすこやかに成長できる環境づくり ②支援を適切に受けられる環境づくり ③こどもや若者が主体的に参画できる機会づくり

■事務局から、今後の日程

- ・市の広報媒体を活用した周知・啓発
- ・シンポジウム
- ・意見の収集 ①アンケート調査 ②意見聴取(こども・若者に関する支援団体)
- ・これまで実施してきた事業 ワークショップ(千葉市のこども参画事業 10 年続いている。対象は小中学生) こども・若者市役所(対象は高校・大学生)
- ・これまでのこども参画事業の参加者は意識の高い能動的なタイプ。限られた一部の子ど もに限られている。昨年度から学校で社会参加の意識づけの取組が始まっている。